



銚田市監査委員告示第3号

銚田市職員措置請求に係る監査結果の公表

平成27年11月30日付けで提出されました銚田市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき監査した結果を下記のとおり公表します。

平成27年12月28日

銚田市監査委員 箕輪 明 男
銚田市監査委員 山口 徳

記

第1 監査の請求

1 請求人

（省略）

2 請求書の受付

平成27年11月30日

3 請求の要旨

請求人から提出された銚田市職員措置請求書の要旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。

なお、請求の要旨については原文のまま記載した。

茨城県内の市町村及び市町村議会が、公費の支出により、あいさつを主目的とした有料広告を行う際に、公職者の氏名が新聞紙等に掲載されることはない。つまり、行政側も議会側も、公職者の氏名を載せれば、公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号。以下「公選法」という。）第152条に抵触することを十分に承知しているのである。にも拘わらず、平成27年10月10日付茨城新聞の広告欄に、「銚田市議会 議長 米川 宗司」とあったのは、明らかに公選法第152条に違反したものである。銚田市合併10周年に託けて、天下に恥を晒したも同然である。よって、茨城新聞社に議会広告料として支出した、21,600円は違法であるので、米川宗司銚田市議会議長は、本件広告料と同額を、銚田市に返還すべきである。また、銚田市議会事務局職員も、財政規律を深く認識し、再発防止に努めるべきであ

る。

(添付書類)

本件に関する事実証明として、次の書類が提出された。

- (1) 茨城新聞 平成 27 年 10 月 10 日付広告欄の写し
- (2) 茨城新聞 銚田市合併 10 周年特集掲載料 平成 27 年 10 月 10 日掲載に係る支出負担行為兼支出決議票の写し
- (3) 銚田市合併 10 周年記念特集祝賀広告のお願い 平成 27 年 9 月 茨城新聞社銚田支局 担当発の写し
- (4) 銚田市合併 10 周年記念特集祝賀広告レイアウト図の写し
- (5) 「自治六法」の写し (1146 頁から 1147 頁まで)

なお、これらの書面については、監査結果への記載を省略した。

第 2 請求の受理

本件請求は、法第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件を具備しているものと認め、平成 27 年 11 月 30 日付けで受理した。

第 3 監査の実施

1 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 27 年 12 月 15 日、請求人に対して新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は概ね次のような趣旨の陳述をした。

なお、新たな証拠として、平成 27 年 11 月 6 日付 (常陸太田市・常陸太田市議会)、7 日付 (坂東市・坂東市議会)、13 日付 (桜川市役所・桜川市議会、常陸太田市・常陸太田市議会) の茨城新聞の祝賀記事の広告が提出された。

- (1) 平成 27 年 10 月 10 日付茨城新聞の「銚田市合併 10 周年記念特集紙面」の広告欄に、「銚田市議会 議長 米川 宗司」とあったのは、明らかに公選法第 152 条に違反したものと見える。
- (2) 茨城県内の市町村及び市町村議会が、公費の支出により、あいさつを主目的とした有料広告を行う際に、公職者の氏名が新聞紙等に掲載されることはない。つまり、行政側も議会側も、公職者の氏名を載せれば、公選法第 152 条に抵触することを十分に承知しているからである。新たに 11 月 6 日付、7 日付、13 日付、茨城新聞を提出する。その中の、広告欄に常陸太田市・常陸太田市議会、坂東市・坂東市議会、桜川市役所・桜川市議会の広告掲載があるが、いずれも公職の氏名

の掲載はされていない。

(3) 公選法では、有料広告について公費、私費の区別はないため、監査委員においては十分にご留意願いたい。

(4) なぜこのような事態になったのか、情報公開請求をして資料を取り寄せたがその経緯がわからない。結果として、米川議長は全面的に新聞広告に氏名を掲載し、売名を行ったことは事実であり、このことは公職選挙法第 152 条に抵触することになるため、広告料 21,600 円を市に返還することを求める。

また、議会として信頼回復に努めるとともに、議会事務局職員一同に対して厳しい指導を行うべきである。

2 監査対象事項

請求書及び請求人の陳述内容を検討した結果、平成 27 年 10 月 10 日に新聞掲載された、銚田市合併 10 周年記念特集祝賀広告「銚田市議会 議長 米川宗司」に係る広告料の支出が、公選法に抵触する不当な支出であるか否かを監査対象とした。

3 監査対象部局

議会事務局

4 監査対象部局の陳述

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、平成 27 年 12 月 8 日に監査対象部局である議会事務局長から陳述を聴取したところ、概ね次のとおり陳述があった。

(1) 公選法第 152 条に規定する公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）は、主としてあいさつを目的とした有料広告が禁止されていることは認識しているが、主管課である総務部秘書広聴課を通じての、新聞社からの銚田市合併 10 周年記念の祝賀に関する広告依頼であったので、問題はないと認識し、特段公選法については調べなかった。

(2) 掲載にあたっての事務手続きは、合併 10 周年記念祝賀に関する広告の依頼があったことに関し、銚田市議会 米川議長（以下「米川議長」という。）に口頭で、伺いをたて了承を得た。その際、具体的に、「銚田市議会 議長 米川 宗司」という文面までについては、米川議長からの指示はなかった。

(3) 紙面内容については、新聞社で作成し、一度校正があったが、その時期は 9 月定例議会の開会中で多忙を極めており、新聞社側も急いでいたので、このような広告については、茨城新聞社でも何度も扱っているのでは、問題はないだろうと思い、詳細に内容の確認をしなかった。

(4) 支出にあたっては、請求人から、公職選挙法第 152 条に違反をしているとい

- う指摘があったので、市の選挙管理委員会を通じて、県の選挙管理委員会に問合せをいただき、公選法第 152 条に違反する可能性は極めて低いという回答をいただいたので、問題はないと思い、役務費の広告料から 21,600 円を支出した。
- (5) 支出科目については、財政課と協議し、他の機関に対する祝賀広告は、交際費でも良いが、当該自治体に対する祝賀広告については役務費が適切であると指摘を受けたことから、役務費から支出した。

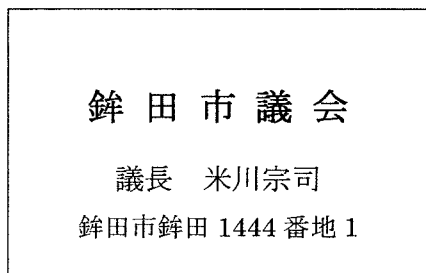
第 4 監査の結果及び判断

1 事実関係の確認

(1) 事実関係

総務部秘書広聴課から、平成 27 年 10 月 10 日付、茨城新聞を取り寄せ、次の事項を確認した。

- ア 6 頁に、8 分の 5 面を使用した「銚田市合併 10 周年 『いのち』と『くらし』の先進都市と題した特集記事が掲載されていた。
- イ 同頁下段、8 分の 3 面を使用した、「銚田市のますますのご発展をお祈り申し上げます」と題した 3 段の広告欄が設けられており、左上段の 5 分の 1 枠に、下記の広告が掲載されていた。



- ウ 銚田市立図書館から、茨城新聞縮刷版(2013年)DVDを借用し確認したが、請求人の陳述のとおり、広告は〇〇市や〇〇市議会となっており、公職の氏名を掲載している事例の確認はできなかった。

本件広告掲載に係る支出の関係書類を議会事務局から取り寄せ、確認をしたところ、公金の支出状況は次のとおりであった。

請 求 書	銚田市議会宛て (平成 27 年 10 月 29 日受付)
請 求 額	21,600 円
支 出 科 目	1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費 12 節役務費
支 出 内 容	銚田市合併 10 周年特集広告掲載料
支出負担行為日	平成 27 年 9 月 18 日
支出負担行為額	21,600 円
支 出 命 令 日	平成 27 年 11 月 6 日

支出命令額 21,600円
支払日 平成27年11月6日

2 判断等

(1) 監査における判断基準について

ア 違法性又は不当性の判断について

住民監査請求制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員等による法第242条第1項に規定する公金の支出、財産の取得、管理又は処分、契約の締結又は履行その他の財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実について、その監査及び予防、是正等の措置を監査委員に請求する権能を住民に与え、もって地方財務行政の適正な運営を図り、住民全体の利益を確保することを目的とするものである。

本件監査請求の要旨によれば、請求人は、本件広告掲載に係る支出が違法又は不当な公金の支出に当たるとして監査を求めているが、その理由は、当該支出の原因である本件広告掲載は、一般的には、〇〇市、〇〇市議会として、公職の氏名を掲載しないのが通例であり、今回、公職の氏名まで掲載したことはあいさつを主目的とする広告を有料で掲載したことになり、公選法第152条第1項に抵触するというものである。

このことから、本件請求は、「公費の支出」という財務会計上の行為の原因となる「広告掲載」について違法性又は不当性を問題としていると解する。

このため、原因行為である広告掲載の性質、違法事由の内容及び程度並びに財務会計上の行為との関係を総合的に考慮した上で、当該原因行為が違法又は不当とされうるかを判断するものとする。

イ 判断にあたっての関係法令等について

公選法第152条第1項においては、公職の候補者等は、当該選挙区内にある者に対する主としてあいさつを目的とする広告を有料で新聞等に掲載させることができない旨、及びあいさつの範囲として「年賀、寒中、見舞、暑中見舞、慶弔、激励、感謝その他これらに類するあいさつ」と規定されていることから、行為の主体として、公職の候補者等があいさつを主とした広告を自らが有料で掲載することを禁じているものであると解することができる。このことについては、銚田市選挙管理委員会事務局を通じて照会した結果、茨城県選挙管理委員会事務局においても同様の見解を示している。

また、同条第2項において、何人も、公職の候補者等に対して、当該選挙区内にある者に対する主としてあいさつを目的とする広告を有料で新聞等に掲載することは求めることはできないと規定されている。

このことは、選挙目当ての売名的な広告が行われ、かつ、それが政治に金

がかかる原因となっていることに鑑み、金のかからない政治の実現と選挙の公正を確保するために、公職の候補者等並びに新聞社等双方に規制を強化したものとされている。

したがって、判断にあたっては、広告掲載までの経緯や手続き等を通じて行為の主体は誰なのかを検討し、本件広告掲載が公選法第 152 条第 1 項に抵触する違法な行為に当たるか否かについて判断するものとする。

(2) 監査委員の判断

請求人は、「鉾田市議会議長 米川宗司」というように、有料で公職者の名前を掲載した広告が、公選法第 152 条に抵触するとし、この広告掲載に係る 21,600 円は「違法な支出である」としている。その理由としては、茨城県内の市町村及び市町村議会が、公費の支出により、あいさつを主目的とした有料広告を行う際に、公職者の氏名が新聞紙等に掲載されることはない。つまり、行政側も議会側も、公職者の氏名を載せれば、公選法第 152 条に抵触することを十分に承知しているからであるとし、その根拠については、他市町村の事例を指摘しているだけで、違法性を教示した具体的な行政実例や判例等については述べられていない。

そこで、本件広告について公選法第 152 条に照らして検討してみることにする。

本件広告掲載に係る費用は公費により 21,600 円が支出されていることを確認したことから、有料広告であることは事実である。

一方で、本件広告掲載にあたっての経緯については、総務部秘書広聴課を通じ、平成 27 年 9 月に茨城新聞社鉾田支局から、市議会宛てに「鉾田市合併 10 周年記念特集祝賀広告のお願い」と題した広告掲載を議会事務局長が受け、その後、議会事務局長が米川議長に口頭で了承を得たこと、そして、広告の文面については、米川議長からの具体的な指示がなかったことは、監査対象部局の陳述において確認した。

さらには、公選法第 152 条第 2 項において、何人も公職の候補者等に対し、あいさつを主とした有料広告の掲載を求めることは禁止されていること、そして、掲載依頼から掲載を経て、広告掲載料の請求までの一連の経過からも、茨城新聞社としては、米川議長個人に広告を依頼したのではなく、市議会という公的機関に対し広告掲載を依頼したことは明らかである。

これらのことから、本件広告掲載の行為主体は、鉾田市議会であることは容易に推察され、なおかつ、そのことは、茨城新聞社からの鉾田市議会宛ての請求書に基づき広告掲載料が公費から支出されていることで、裏付けされている。

また、請求人は、他市町村の事例では、公職の氏名を掲載していないことは、公選法第 152 条に抵触するからと主張するが、そのような主張に対して根拠となる具体的な行政実例や判例等は示されていない。

したがって、本件広告の行為主体は鉾田市議会であることは明らかであり、公費で公職の氏名を広告掲載したという理由だけで、本件広告掲載が公選法第 152 条第 1 項に抵触するとは断定することはできない。

3 結論

前述のとおり、本件広告掲載が公選法に抵触していると推認される事実を認めるに足る確たる証拠がなく、本件広告掲載に係る支出は、違法又は不当であると断定することはできない。

よって、市が損害を被ったとは認められず、請求人の主張は理由がないものと判断し、本件請求を棄却する。

第 5 監査委員の意見

請求人の主張のとおり、茨城県内の市町村及び市町村議会が、公費の支出により、あいさつを主目的とした有料広告を行う際に、公職者の氏名が新聞紙等に掲載されている事例は確認できなかった。このことは、交際費等を支出する場合においても、市長や議長が個人的に支出をしたと捉われないよう公私の区別を明確にするために、〇〇市や〇〇市議会として記載するのが一般的であり、「鉾田市議会 議長 米川宗司」と公職の氏名までを広告掲載したことは、社会通念上不適切であったと言わざるをえない。このことは、監査対象部局の陳述のとおり、定例会開会中で多忙であったとしても理由にはならない。

また、鉾田市議会事務局処理規程（平成 17 年鉾田市議会訓令第 2 号。以下「訓令」という。）第 6 条の規定によると、議会の事務は議長が決裁するとされ、訓令第 7 条第 5 号によると、軽易な事項については、事務局長専決となっているにもかかわらず本件広告掲載事務においては、決裁文書が存在しなかった。さらには、支出負担行為日についても、平成 27 年 12 月 22 日の例月監査において鉾田市会計規則（平成 17 年鉾田市規則第 35 号）第 39 条別表第 2 の規定により、口頭での契約を行った日である平成 27 年 9 月 18 日に訂正をさせた。

今後は、この度のような事態を生じさせて市民にあらぬ誤解を招くことのないよう、米川議長は自ら襟を正し、議会事務局職員に対し指導徹底を図るとともに訓令に則り適正な事務処理を行われたい。

